

### III. 戦略の方向性と推進体制

#### 1. 目標・対象地域

鳥取県は大山、氷ノ山をはじめとする森林帯、中海、湖山池、東郷池といった湖沼や千代川、天神川、日野川など豊かな自然・生態系に育まれた地域で、私たちは、生物多様性から多くの恵みを受けて生きています。こうした豊かな自然生態系の恩恵を受けながら文化が育まれ、農林水産業などの産業が営まれてきました。県内各地では、豊かな自然を活かしたエコツアーが行われており、地域の活性化に貢献しています。

私たちはこれらの環境を保全し、将来にわたって持続可能な利用に取り組む社会を築き上げることが求められています。そのため、鳥取県における生物多様性の現状と課題を踏まえ、自然の恩恵を認識し、県民、NPO等、事業者、行政、専門家などさまざまな主体が協働・連携して生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組むことが必要です。よって、次のとおり戦略の目標を定めることとし、実現のための行動計画を策定することとします。

**目標：人と自然が共生するとっとり**

(対象地域：鳥取県全域)

#### 2. 戦略の体系

鳥取県における生物多様性の現状と課題を踏まえ、生物多様性を保全し、将来にわたって持続可能な利用に取り組む社会を築き上げるため、5つの基本行動とそれぞれの詳細な内容を行動計画で定めることとし、県民、NPO等、事業者、行政、専門家などさまざまな主体が協働・連携して計画に取り組むこととします。

## (1) 5つの基本行動



図 III-1 5つの基本行動

## (2) 各主体に求められる役割

戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」の実現を目指すには、各主体が戦略におけるそれぞれの役割を果たし、協働して取り組むことが求められます。そうすることで、「愛知目標」が掲げる「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動」や、「SDGs」が求める「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性<sup>※1</sup>のある社会」に貢献できます。

※1.これまで経済活動の外側にあった生物多様性の保全を、経済活動として内包していく動き

## ◆ 行政

### 【県】

- ・戦略の目標達成に向け、各主体と連携・協働して取組を推進します。
- ・県内での生物多様性の保全及び持続可能な利用が推進されるよう県民、NPO、事業者等の生物多様性保全活動を支援します。
- ・「地域連携保全活動支援センター」を設置し専門家・研究機関と連携した生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を推進します。

### 【市町村】

- ・地域住民の身近な存在として、地域の特性を踏まえた施策を各主体と連携・協力を得ながら推進します。
- ・地域住民やNPO等の取組に対する支援や助言を行うことが期待されます。

## ◆ NPOなどの民間団体

- ・生物多様性を保全するため、経験や専門性を活かし地域の特性に応じたさまざまな活動や調査を行うことが期待されます。
- ・各主体と連携・協働して活動を推進することが求められます。

## ◆ 事業者

- ・事業活動が生物多様性に与える影響を認識し、活動に伴う環境への負荷を低減するために必要な措置を講じたり、生物多様性に配慮した事業活動に取り組むことが求められます。
- ・CSR（社会貢献活動）の一環として保全活動に参加したり、緑化の推進等を実施することが期待されます。

## ◆ 県民

- ・生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、生物多様性の価値を認識し、行動することが求められます。
- ・NPOなどが行う保全活動や観察会などに参加したり、エコマーク商品等の生物多様性に配慮した商品を活用することが期待されます。

## ◆ 専門家や研究機関

- ・効果的な生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、生物多様性保全の調査・研究が求められます。
- ・研究成果などを活用して各主体と連携・協働したり、助言や指導を行うことが期待されます。

## ◆ 教育機関

- ・県民への生物多様性の保全及び持続可能な利用の理解のため、行政や地域等と連携・協働しながら、環境保全や生物多様性を教育・普及することが期待されます。

### 3. 各主体との連携・協働

戦略の目標「人と自然が共生するとり」に向けて、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、各主体が自ら活動することに加え、他の主体に対して利害関係者（ステークホルダー）として連携・協働して取組を推進していきます。

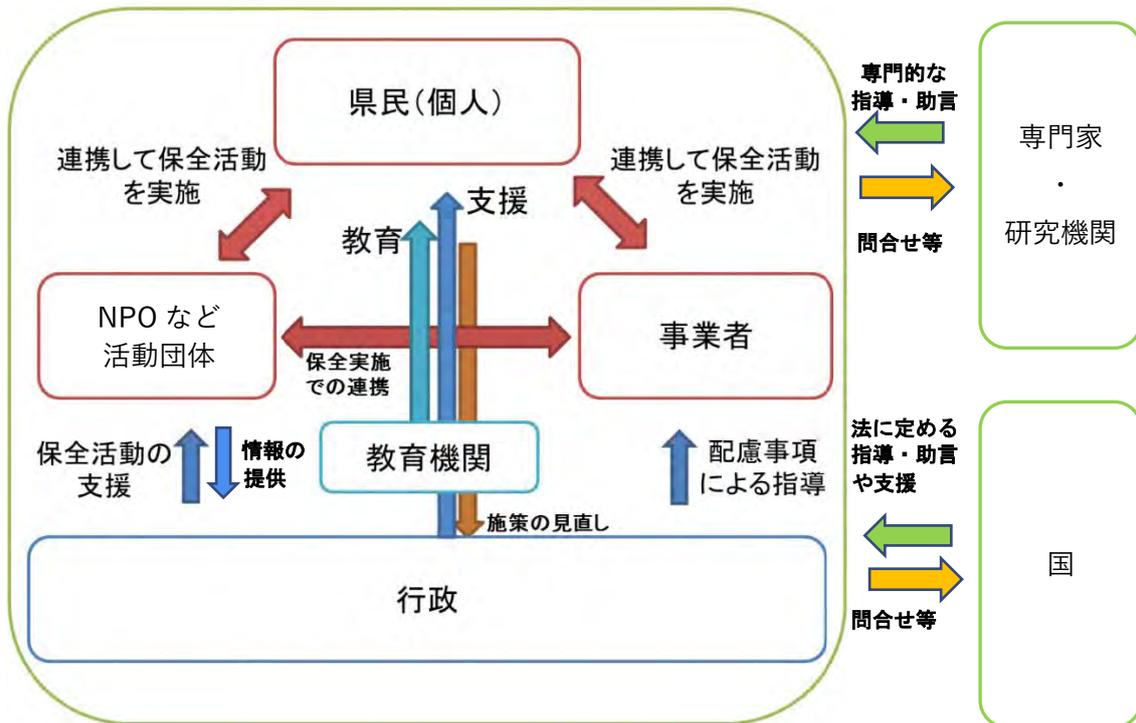


図 III-2 各主体との連携・協働

普遍性	先進国を含め、 <u>全ての国が行動</u>
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し <u>「誰一人取り残さない」</u>
参画型	<u>全てのステークホルダーが役割を</u>
統合性	社会・経済・環境に <u>統合的に取り組む</u>
透明性	<u>定期的にフォローアップ</u>

出典：外務省資料「持続可能な開発目標」（SDGs）について（2019(H31)年1月）  
URL: [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/about\\_sdgs\\_summary.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/about_sdgs_summary.pdf)

## 4. 「地域連携保全活動支援センター」の設立

今後、生物多様性の保全を推進するため、事業規模に関わらず自然環境への配慮が図られることが重要です。そのための仕組みとして、生物多様性地域連携促進法で定める「地域連携保全活動支援センター」を設立し、その仕組みの中で民学官がそれぞれ SDGs で言及されるステークホルダーとして連携・協働し、希少野生動植物など保全対象種の情報の取り扱いや環境配慮についての調整、県民と有識者とのマッチング、関係団体の人材育成等を行う体制を整えます。

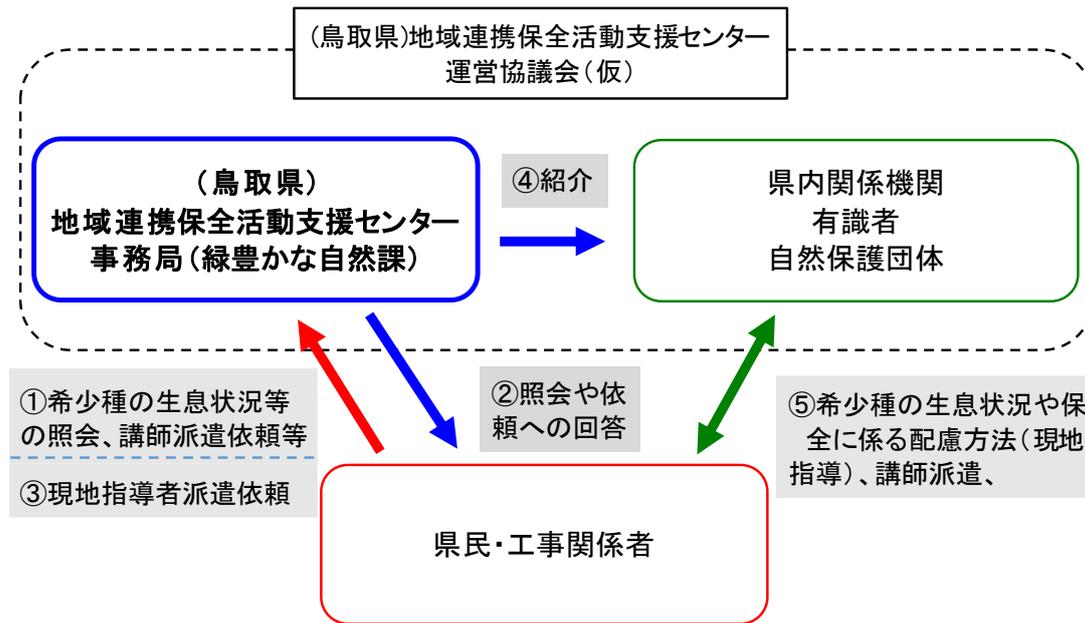


図 III-3 生物多様性に配慮した取組イメージ

### ○地域連携保全活動支援センターの法的位置付け

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律：生物多様性地域連携促進法(2010(H22)年 12 月制定)

(地域連携保全活動支援センター)

第十三条 地方公共団体は、地域連携保全活動を行おうとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(次条第二項において「地域連携保全活動支援センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

## 5. 行動計画の点検・評価

戦略の行動計画については、PDCA サイクルで点検・評価を行います。PDCA サイクルとは、Plan：計画、Do：実行、Check：点検、Act：改善を行うサイクルです。

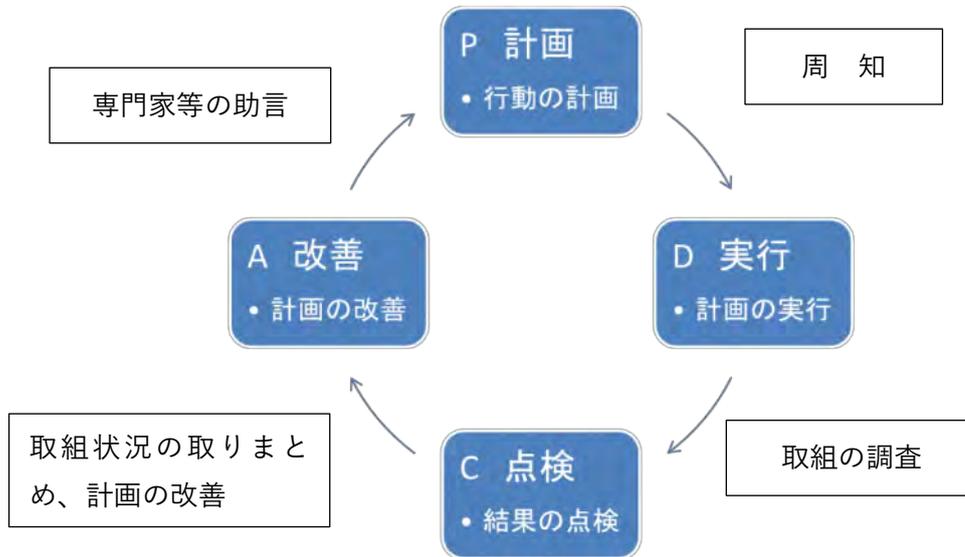


図 III-4 行動計画の点検・評価

- ・計画（P）：行動計画の策定
- ・実行（D）：各主体における行動計画の取組
- ・点検（C）：行動計画の実施結果の点検，成果指標等の点検  
（指標例：鳥獣個体管理に関する指標，自然公園の活用状況 等）
- ・改善（A）：成果指標等、行動計画の点検結果から、計画の改善など

この PDCA サイクルは、緑豊かな自然課が窓口となり、行動計画の実施状況については取組調査などにおいて点検・評価することとし、各主体と連携して進めます。

## 6. 行動計画と戦略の更新スケジュール

行動計画については、おおむね 5 年間で PDCA サイクルを実行し、短期目標期間の 10 年を目途に点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、見直しの結果や関連計画等の策定・更新状況に応じて、本戦略も適宜見直しや更新をしながら目標の達成に向けた行動を推進していきます。